

	号外	定価1部2円	一時金引き下げ姿勢に生計費確保・勤務意欲の観点から「再考」求める。総務部長交渉で前進回答求める。
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号	No2608
	第3種郵便物認可	岩手県庁内 岩手県職員労働組合	2021年 10月28日

2021確定闘争⑤ ヤマ場 10.27地公共闘。人事課長交渉

怒一時金削減譲らず

地公共闘 納得できない/会計年度任用職員への波及に「再考」求める

不妊治療休暇 柔軟な制度運用を検討 / 看護休暇 子の年齢22歳に拡大

=当局は奮闘する職員の賃金改善策を示すべき=

10月27日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：金田一文紀岩教組委員長）は、ヤマ場となる加藤人事課長との2度目の交渉を行った。交渉に当たり、組合員の切実な訴えが詰まった「知事あて大型ハガキ」（1次集約分 571枚・4,001筆）を手交し、一時金の水準維持をはじめ諸課題の前進回答を求めた。



加藤人事課長に大型ハガキを手交



改善求める地公共闘交渉団

【交渉結果】①一時金に関し、「東北他県も勧告通りで検討中。当県も勧告通り実施する方向」としたうえで、「知事部局では感染症対策に従事する職員の処遇に配慮すべく、勤勉手当の上位区分適用を検討」を示した。しかし、全職員の賃金水準の改善とならないことから、職場で奮闘する職員の賃金水準維持策を求めた。

②会計年度任用職員は「常勤職員に準じて期末手当の改正が適当」と要求とは程遠い回答。勤勉手当不支給の現状や生計費維持の観点からも会計年度任用職員への引き下げ（特に今年度）は許されないと主張し、「支給月数を含め検討」と再考姿勢を示させた。

③休暇制度は「不妊治療休暇は、人事院規則を踏まえたうえで、柔軟な制度運用を検討」、「看護休暇は子の年齢を22歳まで拡大」、「結婚休暇・キャリアアップ休暇ともに1年間延長」を引き出した。



回答する加藤人事課長

一時金引下げ（会計年度任用職員も）は断固容認できない。金田一議長から再考を求め、総務部長交渉（11月4日）での前進回答を強く求めた（交渉結果は裏面）。

1 一時金(職員) ⇒ 引き下げ譲らず/勤務意欲持てる改善策に向け「再考」求める

(人事課長) 県人勧尊重に変わりない。東北他県でも勧告通り実施の方向なこともあり、勧告通り実施する方向で検討。また、コロナ感染症対策の中心的役割を担う職員の処遇に配慮するため、知事部局では、勤勉手当の上位区分の適用を検討。

(地公共闘) 県人勧尊重とはいえ、各職場で奮闘する職員の勤務意欲維持の観点からも納得できない。あらゆる職員の賃金水準が確保できるよう一層の対策を求める。

2 会計年度任用職員の一時金 ⇒ 期末手当引き下げに終始/「再考」見解示させる

(人事課長) 会計年度任用職員の給与改定は県人勧に準じて行うのが適当。勧告後の期末手当の支給月数は国を上回る(県:2.45月、国:2.40月)。会計年度任用職員の一時金には勤勉手当の要素はなく、引上げ・引下げに関わらず期末手当の改定で常勤職員に準じた改正が適当。



再考求める金田一議長(中央)

し、総務部長交渉時に示す。

(地公共闘) 全く納得できない。同一労働同一賃金の観点や処遇改善の観点から制度が創設されたはず。昨今では、一時金引上げ時には勤勉手当に配分されており、引上げ時に会計年度任用職員は引上げとならない矛盾も。支給月数はそうした問題を考慮すべき。特に今年度在籍者には酷すぎる、再考を。

(人事課長) 意見をもとに、支給月数の考え方を検討

3 専門職種の処遇改善 ⇒ 獣医師は東北「最上位」クラスでの手当を検討

(人事課長) 獣医師の初任給調整手当は、現行規定の額(初年度:35,000円)が東北6県で5番目。最上位クラスの水準で検討中。

(地公共闘) ぜひ実現を。他の専門職種も具体的な改善策を。



見解示す加藤人事課長

4 休暇制度の拡充 ⇒ 不妊治療休暇・子等の看護休暇の要件緩和へ

(人事課長) ①不妊治療休暇は、国に準じて特別休暇で創設する方向。日数は国の原則5日、頻繁な通院に係る5日の加算の要件など人事院規則等が明らかでないことから、他県動向を踏まえつつ、実態を踏まえた柔軟な制度運用を検討。

②子等の看護休暇は、子の年齢15歳上限を22歳に緩和。

③コロナ禍の対応は、結婚休暇は再度延長、キャリアアップ休暇は取得期間を1年間延長(2021年度末まで取得要件を有する職員を対象)する方向。

④会計年度任用職員の休暇は、常勤職員と同様に、不妊治療休暇新設、配偶者出産休暇(3日)、育児参加のための休暇(5日)、産前・産後休暇を有給とする。

夏季休暇は、任期が6月未満の職員であっても、7~9月の期間内に任用されている職員(1年間の勤務日が47日以下の職員を除く)に対しては3日を付与としたい。

育児休業等の取得要件の緩和(育児休業・介護休暇時における「引き続き在職した期間が1年以上」の要件撤廃など)も国に準じた措置を講ずる。

(地公共闘) ①は当県の通院実態などを踏まえた日数を。③はコロナ理由でキャリアアップ休暇を取得できずに取得要件が終了した方にも対策を講じて欲しい。